5. 私達の要望

①放射能汚染された廃棄物については、最低でも、クリアランスレベルに準じた基準（目安としてセシウム134と137の合計で100ベクレル/kg程度）を早急に作り、それに準じた適切な処理をするよう国に働きかけること。

②廃棄物処理場の放射能汚染の現状確認、また放射能汚染された廃棄物の持ち込みを防ぐため、放射能測定機器を早急に導入すること。

③被災地の災害廃棄物の受入れにあたっては、受入れるすべてのものをすべての核種において詳細に調査し、①で作った基準を満たしたものだけ受入れること。なお、受入れ前に調査結果を公表し、事前に市民の理解を得ること。また、受入れ後、実際に処分する前に市でも調査を実施し、安全を確認すること。

④被災地の災害廃棄物だけでなく、汚染が報告された地域から廃棄物を受入れる場合には、②と同様に放射能汚染されていないことを確認すること。

⑤民間業者が受入れる廃棄物についても、市の責任で安全を確認すること。

⑥廃棄物処理場の汚染状況や、受け入れた廃棄物処理以外に起因する地域の汚染の状況を継続的に調査把握し公開すること。公開したデータが、地域住民の理解を得られないレベルに達した場合は、その処分を速やかに中止し、受け入れ中止を含めて再検討をすること。

6. まとめ

放射性物質は究極の毒物であり、燃やしても埋めても無くならず、チリとなって大気を汚し、また土を汚します。いったん拡散してしまうと、回収・除染は非常に困難です。

周辺に住む私たち（特に子どもたち）、ごみ処理施設で処理にあたる方々、放射能汚染された廃棄物を運搬する方々、すべての人々の健康を守るため、そして避難中の被災者の方々が安心して暮らせるように、以上の6点を要望いたします。